

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 県の交付する保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、この補助金は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金は、令和2年11月9日付子第527号島根県健康福祉部長通知「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業の実施について」の別紙「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施要綱」に定める次の事業を交付の対象とする。

- (1) 免許取得に係る受講料等補助事業
- (2) 代替幼稚園教諭雇上費補助事業

(交付額の算定)

第4 この補助金の交付額は、別表の第1欄の事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ないほうの額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業実施計画書の提出等)

第5 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3の(1)に掲げる事業にあつては、事業の対象者が、免許取得に係る科目等の受講を開始した日の属する年度の12月末日までに、第3の(2)に掲げる事業にあつては、事業の対象者が保育士資格を取得しようとする者の代替

として対象施設に勤務した日の属する年度の12月末日までに、事業ごとに定める事業実施計画書（様式第1-1、1-2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、事業実施計画書を受理した場合、内容の審査を行い、本補助金の対象の可否を速やかに決定するものとする。
- 3 知事は、前項により本補助金の対象と認めた場合には、当該事業実施計画を承認し、当該申請者に通知するものとする。

（計画の変更）

第6 申請者は、第5の3の承認を受けた事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業実施変更計画書（様式第2-1、2-2号）を知事に提出しなければならない。

ただし、補助金の交付目的を変えないで、補助金の交付申請額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

- 2 第5の2及び3の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 知事は、第6の1の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（計画の中止又は廃止）

第7 申請者は、承認を受けた事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の遅延の届出）

第8 申請者は、承認を受けた事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書（様式第4号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況の調査及び報告）

第9 知事は必要があると認めるときは、事業の実施状況を調査することができる。

- 2 申請者は、承認を受けた事業の遂行及び支出状況について、知事の求めに応じて、速やかに状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第10 本補助金の交付申請は、第5又は第6の規定による承認を受けた後、以下の各号に定める日までに行わなければならない。

ただし、中核市においては、以下の2に定める申請書を別に定める日までに知事に提出し行うものとする。

(1) 免許取得に係る受講料等補助事業

事業の対象者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和6年1月末日まで)

(2) 代替幼稚園教諭雇上費補助事業

対象幼稚園教諭が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和6年1月末日まで)

2 補助金交付申請は、以下の各号に定める書類を知事に提出し行うものとする。

(1) 交付申請書(様式第6号)

(2) 補助金所要額調書(様式第7号)

(3) 事業ごとに定める完了報告書(様式第8-1、8-2号)

(4) 当該補助金に係る収支決算(見込)書抄本(様式第9号)

(5) その他交付申請に当たって必要と認められる書類

(補助金の交付の決定)

第11 知事は、第10の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知することができる。

(申請の取下げ)

第12 第11の通知を受けた申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の遂行)

第13 申請者は、補助対象事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、県の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14 知事は、第11の交付決定を通知した事業について、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が規則その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 申請者が交付金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 申請者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、申請者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第14の1(1)から(3)の理由により交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付をあわせて命ずるものとする。
- 4 第14の2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第15 規則第10条に定める報告は、第10の2(3)の提出をもって報告があったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第16 知事は、第11の補助金の交付の決定の後、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第17 第16の規定により、補助金の額の確定の通知を受けた申請者は、請求書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の報告)

第18 補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）における課税事業者である場合、補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定したときは、消費税等仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合で、補助金を返還させることが相当であると認める場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付金の経理)

第 19 申請者は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助対象事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付の条件)

第20 中核市は、間接補助金に係る交付金を中核市が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

第5から第19までに掲げる条件

この条件において、第5から第9、第11及び第14、第16から第18の規程中「知事」とあるのは「市長」と、第5から第6、第10、第11及び第14、第16から第18中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(その他)

第21 特別の事情により、この要綱に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 中核市は、第5～第9に定める手続きについては不要とする。

附則

この要綱は、平成30年10月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和元年10月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年11月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年12月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年1月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費
免許取得に係る受講料等補助事業	一人につき 対象経費の1/2 ただし、上限100,000円	幼稚園免許状を取得するために必要な大学等の入学料、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)及び上記経費の消費税。
代替幼稚園教諭雇上費補助事業	1人1日当たり7,220円	幼稚園教諭の代替に伴う雇上費。